

## 総合相談の一部委託について

地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部を居宅介護支援事業者等に委託することが可能とされました（令和6年4月1日施行）。

### 「介護保険法」（平成9年法律第123号）（抄）

#### 第115条の47

4 地域包括支援センターの設置者は、指定居宅介護支援事業者その他の厚生労働省令で定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業の一部を委託することができる。この場合において、当該委託を受けた者は、第一項の方針（地域包括支援センターの設置者が市町村である場合にあつては、厚生労働省令で定めるところにより当該市町村が示す当該事業の実施に係る方針）に従つて、当該事業を実施するものとする。

総合相談支援事業の一部を委託しようとするときは、あらかじめ、地域包括支援センター運営協議会の意見を聴いた上で、①委託しようとする事業所の名称及び所在地、②委託しようとする事業の内容、期間、担当する区域並びに営業日及び営業時間、③委託しようとする事業を担当する職員の職種及び員数を届け出なければならないこと等が定められています。

こうした一部委託を円滑に実施するためには、受託事業者の体制確保や研修の実施、地域包括支援センター業務との一体性を確保する仕組みづくり等が不可欠です。

このため、受託を希望する事業者から要請があった場合は、その都度、事業所の体制等に関する運営協議会の意見聴取を経て判断することとします。

以上